

龍ヶ崎市 空家バンク活用促進事業 補助金交付の手引き



空家バンク制度に登録された空家の売買等による家財処分や改修・除却工事の費用の一部を予算の範囲内で補助する制度です。

令和8年8月
龍ヶ崎市役所まちの魅力創造課

目次

第1章 空家バンク活用促進事業補助金制度の概要 ……2

- 1 補助制度の趣旨
- 2 補助対象となる空家・対象者
- 3 補助金の種類
- 4 補助対象の事業
- 5 補助の対象者(申請者)

第2章 補助金の申請手続きの流れ……………5

第3章 申請書等の記載例……………13

- 1 家財処分費の補助金の申請
- 2 改修工事費の補助金の申請
- 3 除却工事費の補助金の申請
- 4 各補助金共通

第4章 よくある質問・Q&A……………30

第5章 その他……………36

※ この補助金は年度途中でも、申請額が予算額に達した場合は、受付を終了することがあります。

第1章 空家バンク活用促進事業補助金制度の概要

1 補助制度の趣旨

龍ヶ崎市では、空家バンク制度に登録された空家（以下「登録物件」という。）の活用を促進し、空家の解消及び定住促進を図るため、登録物件の売買等契約が成立し、一定の要件を満たした場合に、家財処分や改修・除却工事を行うための費用について、その一部を予算の範囲内で補助します。

2 補助対象となる空家・対象者

○家財処分・改修工事

- ・補助対象の空家 … 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた登録物件、又は耐震基準適合証明書などにより、耐震性が確保されていることが証明できる登録物件です。

- ・補助対象者 … 登録物件の所有者等（以下「登録者」という。）と空家バンク制度に交渉申込した者（以下「交渉申込者」という）です。双方の間において、登録物件の売買契約又は賃貸借契約が成立していることが必要です。

○除却工事

- ・補助対象の空家 … 市街化区域内に存する昭和56年5月31日以前に建築された登録物件です。ただし、市長が除却工事が必要だと認める場合は、この限りではありません。
- ・補助対象者 … 登録者との間において、登録物件の売買契約が成立している交渉申込者です。

3 補助金の種類

補助金の種類は次の3種類となります。

①家財処分費補助金

…登録物件内に残る家財の処分に要する経費です。

※産業廃棄物の処分は対象外です。

②空家改修工事費補助金

…登録物件の耐久性、機能の維持又は向上させるために行う改修工事に要する経費です。

例) 屋根、壁、天井、台所の改修など

※具体例については、第4章よくある質問・Q&A (32・33ページ) をご覧ください。

③空家建替促進補助金

…登録物件の建て替えに係る除却工事に要する経費です。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた解体工事業者等が請け負うものである必要があります。

※跡地に居住用の住宅を新築する場合のみ対象となります。

補助金の種類	補助対象者	補助金の額
① 家財処分費補助金	登録者	上限10万円 ※ (対象費用の1/2)
②空家改修工事費補助金	交渉申込者	上限50万円 ※ (対象費用の1/2)
③空家建替促進補助金	交渉申込者	上限50万円 ※ (対象費用の1/2)

※ 1,000円未満切り捨てです

4 補助対象の事業

- ・補助対象者が発注すること。
- ・家財処分又は改修工事にあつては、市内に本店、支店又は営業所がある事業者が請け負うものであること。
- ・交付申請を行った年度内に着手し、完了すること。
- ・家財処分又は改修工事にあつては、補助対象物件の売買又は賃貸借契約日から1年未満の申請であること。
- ・除却工事にあつては、補助対象物件の売買契約日から1年未満の申請であること。

※補助金の交付決定前に契約し、支払い又は着手した場合は補助対象外となります。

5 補助の対象者（申請者）

補助金の交付の対象となる者は、家財処分費補助金にあつては登録者、空家改修工事費補助金にあつては登録物件に10年以上居住予定である交渉申込者、空家建替促進補助金にあつては建て替えた新築住宅に10年以上居住予定である交渉申込者で、次のいずれにも該当する者です。

- (1) 申請時に市税等を滞納をしていないこと。



市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料

- (2) 登録者と交渉申込者が3親等以内の親族でないこと。

(参考：P.36)

- (3) 反社会的勢力（暴力団員）やその関係者でないこと。

- (4) 外国人にあつては、特別永住者、永住者、定住者、永住者の配偶者又は日本人の配偶者のいずれかの在留資格を有すること。

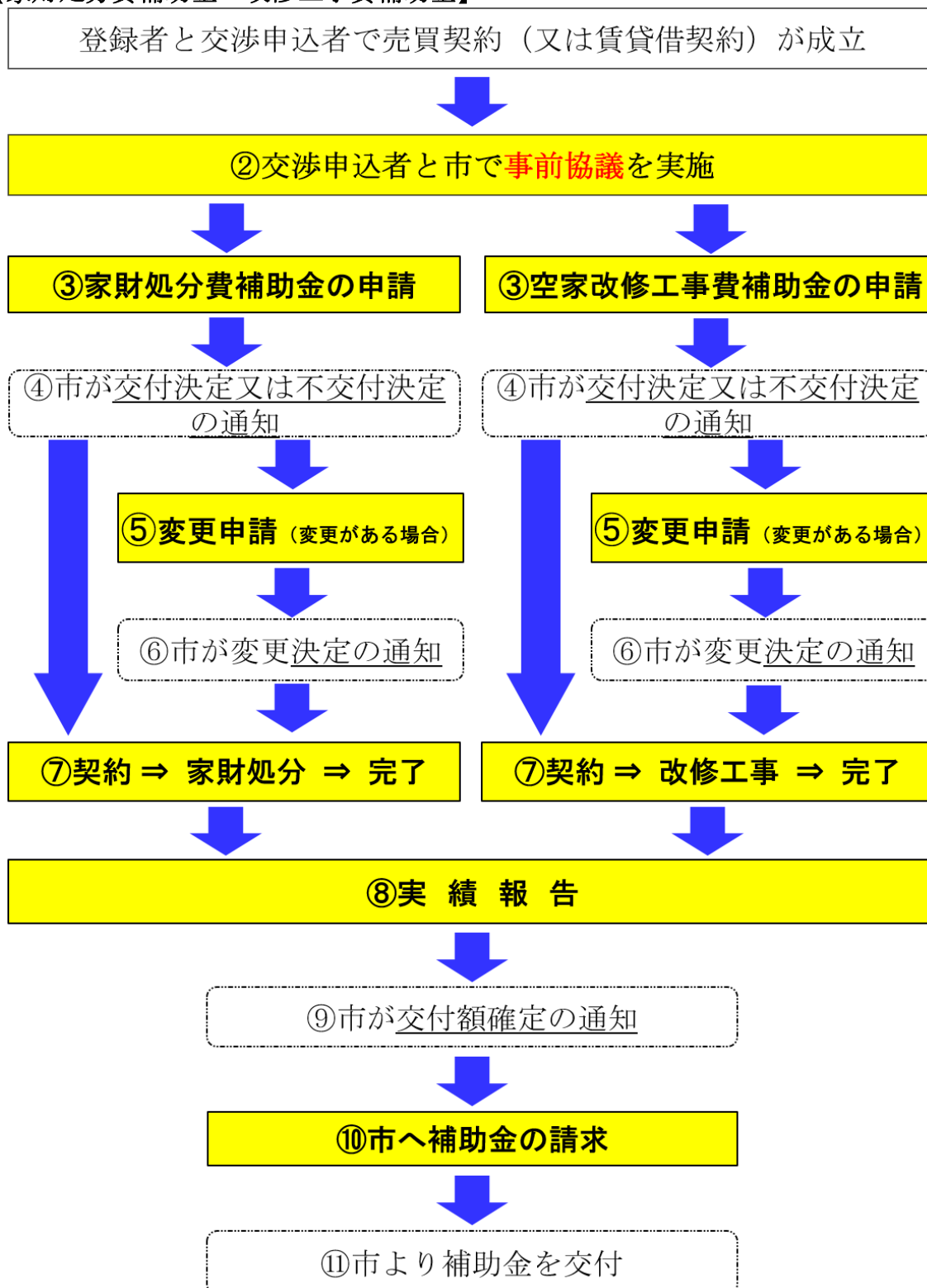
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

第2章 補助金の申請手続きの流れ

補助金の申請の流れについては、下記のとおりとなります。申請を考えている方は、まちの魅力創造課空家対策室へご相談ください。

「④交付決定の通知」を受ける前に契約し、支払い、又は着手している場合は、対象外です。

【家財処分費補助金・改修工事費補助金】



① 登録者と交渉申込者の間で売買契約（又は賃貸借契約）の成立

補助金の交付を受けようとする方は、「補助金交付申請書」を提出する前に、まちの魅力創造課へお問い合わせください。



補助対象となるか、主に以下の項目について事前に確認させていただきます。

- ア 家財処分費補助金は登録者が、空家改修工事費補助金は交渉申込者が申請者であること。
- イ 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた登録物件、又は耐震基準適合証明書などにより、耐震性が確保されていることが証明できる登録物件であること。
- ウ 市税等の滞納がないこと。（参考：P.4）
- エ 登録者と交渉申込者が3親等以内の親族でないこと。（参考：P.36）
- オ 反社会的勢力（暴力団員等）でないこと。
- カ 交渉申込者については、10年以上居住見込みであること
- キ 申請した年度内に着手し、かつ、完了するものであること。
- ク 補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年以内であること。
- ケ 補助対象経費であること。
- コ 外国人にあっては、特別永住者、永住者、定住者、永住者の配偶者又は日本人の配偶者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- サ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

など

② 事前協議の実施 【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

補助金の交付を受けようとする方は、申請を行う前に必ず市と事前協議を行ってください。

③ 補助金の交付申請 【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

補助金の交付を受けようとする方は「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して申請して下さい。

注）家財処分費補助金と空家改修工事費補助金とでは、添付書類が異なります。

○添付書類（共通）

- 1）龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業実施計画書（P.16又は20様式第5号）

- 2) 家財処分又は改修工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し
※市内の事業者が対象です。業者の住所表記が龍ヶ崎市内であり、見積書の宛名が申請者となっていること。
- 3) 登録物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 4) 家財処分前又は改修工事の施行前の写真
それぞれ、状況が分かるよう状況に応じて複数枚を撮影。
- 5) 誓約書
家財処分用（P. 15様式第2号）又は改修工事用（P. 19様式第3号）
- 6) 建築日の区分に応じて、次の書類の写し
 - ・昭和56年6月1日以後の物件 … 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証など
 - ・昭和56年5月31日以前の物件 … 耐震基準適合証明書（平成17年国土交通省告示第385号別表又は平成17年国土交通省告示第394号別表に定めるものをいう。）その他耐震性が確保されていると判断できる書類の写し
- 7) その他
必要に応じて提出。

④ 交付決定・不交付決定の通知【まちの魅力創造課 ⇒ 申請者へ】

「③補助金の交付申請」の内容を審査し、補助金交付の可否の決定をし、「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書」（様式第6号）により通知します。

※申請から決定通知書の送付まではおよそ2週間です。申請は余裕をもって行ってください。

（書類の不備や確認事項が多い場合はさらに時間を要する場合があります）

⑤ 変更申請 【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付要綱第10条の申請内容を変更（中止を含む）しようとするときは、「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金変更申請書」（様式第7号）に必要書類を添付して提出ください。

⑥ 交付変更決定の通知 【まちの魅力創造課 ⇒ 申請者へ】

変更申請書の内容を審査し、申請内容の変更を決定した場合は「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付変更決定通知書」（様式第8号）により通知します。

⑦ 契約 ⇒ 家財処分 ⇒ 完了【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】 (又は改修工事)

市からの補助金交付決定通知を受けてから業者と契約を交わし、家財処分（又は改修工事）を実施してください。

※ 工事等の途中で内容に変更が生じる場合には、速やかにまちの魅力創造課へ連絡し、指示を受けてください。内容により、「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付変更申請書」の提出が必要となります。

⑧ 実績報告 【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

家財処分（又は改修工事）が完了したら、速やかに次の書類を提出してください。提出は、交付決定を受けた年度内の3月31日もしくはその完了した日から起算して30日以内の日のいずれか早い日です。

提出書類

- 1) 龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業完了実績報告書【P. 27様式第9号】
- 2) 家財処分後又は改修工事の施工後の写真（必要に応じて複数枚）
- 3) 補助対象事業に係る費用の領収書の写し又は支払い金額が分かる書類の写し
- 4) 改修工事にあっては、登録物件に住所を変更したことが分かる住民票の写し
- 5) その他市長が必要と認める書類

⑨ 補助金交付額の確定 【まちの魅力創造課 ⇒ 申請者へ】

提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、補助金額を確定し、「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付額確定通知書」（様式第10号）により通知します。

⑩ 補助金の交付請求額 【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

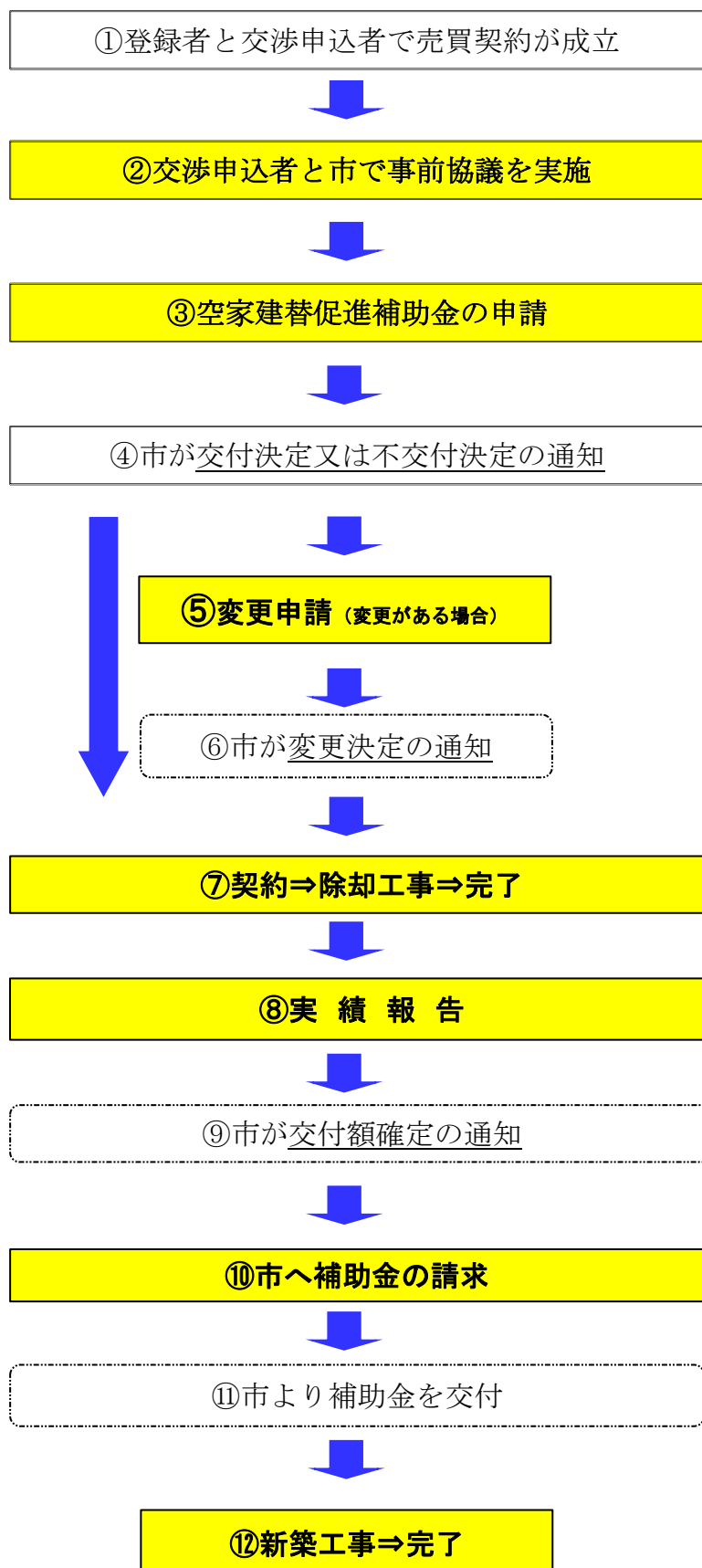
⑧補助金交付額確定の通知を受けた後、「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付請求書」（様式第11号）により、請求してください。

なお、振込先は申請者名義の口座を記載してください。

⑪ 補助金交付 【まちの魅力創造課 ⇒ 申請者へ】

交付請求後、ご指定の口座に振込みます。なお、入金までの目安は、適正な請求書を受領後、2週間程度です。

【空家建替促進補助金】



① 登録者と交渉申込者の間で売買契約の成立

補助金の交付を受けようとする方は、「補助金交付申請書」を提出する前に、まちの魅力創造課へお問い合わせください。



補助対象となるか、主に以下の項目について事前に確認させていただきます。

- ア 交渉申込者が申請者であること。
- イ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた、又は建築されたことが証明できる登録物件であること。
- ウ 市税等の滞納がないこと。(参考:P.4)
- エ 登録者と交渉申込者が3親等以内の親族でないこと。(参考:P.36)
- オ 反社会的勢力(暴力団員等)でないこと。
- カ 跡地に建て替えた新築住宅に10年以上居住見込みであること。
- キ 申請した年度内に着手し、かつ、完了するものであること。
- ク 補助対象物件の売買契約を締結した日から1年未満であること。
- ケ 補助対象経費であること。
- コ 外国人にあっては、特別永住者、永住者、定住者、永住者の配偶者又は日本人の配偶者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- サ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

など

② 事前協議の実施 【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

補助金の交付を受けようとする方は、申請を行う前に必ず市と事前協議を行ってください。

③ 補助金の交付申請 【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

補助金の交付を受けようとする方は「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)」に必要書類を添付して申請して下さい。

○添付書類(共通)

- 1) 除却工事に要する費用が分かるものの写し
- 2) 昭和56年5月31日以前に建築されたと判断できるものの写し。
- 3) 登録物件の売買契約書の写し
- 4) 除却工事の施行前の写真
状況が分かるよう状況に応じて複数枚を撮影。

- | |
|----------------------------------|
| 5) 誓約書
除却工事用 (p. 2 3 様式第 4 号) |
| 6) その他
必要に応じて提出。 |

④ 交付決定・不交付決定の通知【まちの魅力創造課 ⇒ 申請者へ】

P. 7 ④と同じ

⑤ 変更申請【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

P. 7 ⑤と同じ

⑥ 交付変更決定の通知【まちの魅力創造課 ⇒ 申請者へ】

P. 7 ⑥と同じ

⑦ 契約 ⇒ 除却工事 ⇒ 完了【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

市からの補助金交付決定通知を受けてから業者と契約を交わし、除却工事を実施してください。

※ 工事等の途中で内容に変更が生じる場合には、速やかにまちの魅力創造課へ連絡し、指示を受けてください。内容により、「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付変更申請書」の提出が必要となります。

⑧ 実績報告【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

除却工事が完了したら、速やかに次の書類を提出してください。提出は、交付決定を受けた年度内の3月31日もしくはその完了した日から起算して30日以内の日のいずれか早い日です。

提出書類

- 1) 龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業完了実績報告書【P. 2 7 様式第 9 号】
- 2) 除却工事の施工後の写真（必要に応じて複数枚）
- 3) 補助対象事業に係る費用の領収書の写し又は支払い金額が分かる書類の写し
- 4) 新築する物件に係る確認済証その他の建築確認がされていると判断できる書類の写し
- 5) 新築する物件に係る請負契約書の写し
- 6) その他市長が必要と認める書類

⑨ 補助金交付額の確定 【まちの魅力創造課 ⇒ 申請者へ】

P.8 ⑨と同じ

⑩ 補助金の交付請求額 【申請者 ⇒ まちの魅力創造課へ】

P.8 ⑩と同じ

⑪ 補助金交付 【まちの魅力創造課 ⇒ 申請者へ】

P.8 ⑪と同じ

【各補助金共通】

その他

申請者が補助金を偽りその他不正な手段によって交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還となります。

交付決定者は、当補助金の交付に係る経費の収支を明らかにする書類を作成し、補助対象事業の完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要があります。

◎ 問合せ窓口

〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地
龍ケ崎市役所 まちの魅力創造課 空家対策室
電話 0297-64-1111（内線492・496）

第3章

申請書等の記載例

1. 家財処分費の補助金の申請

《 申請者が作成する 》

様式第1号（第8条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印省略可）

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1
氏 名 龍ヶ崎 一郎
電話番号 64-XXXXX

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付申請書

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、同要綱第4条の規定に関し、市が必要な調査をすることに同意します。

補助金の種類	☒ 家財処分費補助金 ☐ 空家改修工事費補助金 ☐ 空家建替促進補助金	
申請者区分	☒ 登録物件の所有者等 ☐ 空家の交渉申込者	
登録物件の所在地	龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地	
補助対象額	180,000 円	
補助金交付申請額	90,000 円	
内 容	家財処分の費用	
補助事業の実施期間	令和〇〇年〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
事業の請負業者	住所又は所在地	龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地 電話 60-XXXXX

	氏名又は 名称	〇〇〇〇 龍ヶ崎営業所
--	------------	-------------

添付書類等

家財処分費補助金	担当課 記載欄
1 空家バンク活用促進事業実施計画書（様式第5号）	
2 家財の処分に要する費用が分かる見積書及び内訳書の写し	
3 登録物件の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し	
4 家財の処分前の状況が分かる写真	
5 誓約書（家財処分用）（様式第2号）	
6 その他（ ）	

空家改修工事費補助金	担当課 記載欄
1 空家バンク活用促進事業実施計画書（様式第5号）	
2 改修工事に要する費用が分かる見積書及び内訳書の写し	
3 昭和56年6月1日以後に建築された家屋 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する 確認済証その他の耐震性の確保が判断できるものの写し 昭和56年5月31日以前に建築された家屋 ・耐震基準適合証明書その他の耐震性の確保が判断できるもの の写し	
4 登録物件の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し	
5 改修工事の施工前の写真	
6 誓約書（改修工事用）（様式第3号）	
7 その他（ ）	

空家建替促進補助金	担当課 記載欄
1 除却工事に要する費用が分かるものの写し	
2 登録物件の建築年月日が昭和56年5月31日以前と判断できるものの写し	
3 登録物件の売買契約書の写し	
4 除却工事の施工前の写真	
5 誓約書（除却工事用）（様式第4号）	
6 その他（ ）	

《 申請者が作成する 》

様式第2号（第8条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印省略可）

誓約書（家財処分用）

住所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1

氏名 龍ヶ崎 一郎

私は、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 私は、交渉申込者である 竜崎 次郎 と3親等以内の親族ではありません。
- 2 龍ヶ崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等ではありません。

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業実施計画書

補助事業の種類

☒ 家財処分費補助金

☐ 空家改修工事費補助金

補助事業を実施する箇所	内 容
龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地	処分費を行う家財の種類, 数量等を記載してください。 例) タンス×3、こたつ×1、ベッド×2、 ダイニングテーブル×1、椅子×4 冷蔵庫×1 テレビ×2 テレビ台×2 電子レンジ×1 洗濯機×1 ・ ・ ・ その他(食器、布団など)
備 考	

2. 改修工事費の補助金の申請

《 申請者が作成する 》

様式第 1 号（第 8 条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印省略可）

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1
氏 名 龍ヶ崎 一郎
電話番号 64-XXXX

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付申請書

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、同要綱第 4 条の規定に関し、市が必要な調査をすることに同意します。

補助金の種類	☐ 家財処分費補助金 ☒ 空家改修工事費補助金 ☐ 空家建替促進補助金	
申請者区分	☐ 登録物件の所有者等 ☒ 空家の交渉申込者	
登録物件の所在地	龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地	
補助対象額	900,000 円	
補助金交付申請額	450,000 円	
内 容	空家の改修工事 （建物東側の軒天改修、キッチン改修、玄関ドア改修など）	
補助事業の実施期間	令和〇〇年〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
事業の請負業者	住所又は所在地	龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地 電話 60-XXXX
	氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 龍ヶ崎支店

添付書類等

家財処分費補助金	担当課 記載欄
1 空家バンク活用促進事業実施計画書（様式第 5 号）	
2 家財の処分に要する費用が分かる見積書及び内訳書の写し	
3 登録物件の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し	
4 家財の処分前の状況が分かる写真	
5 誓約書（家財処分用）（様式第 2 号）	
6 その他（ ）	

空家改修工事費補助金	担当課 記載欄
1 空家バンク活用促進事業実施計画書（様式第 5 号）	
2 改修工事に要する費用が分かる見積書及び内訳書の写し	
3 昭和 5 6 年 6 月 1 日以後に建築された家屋 ・ 建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項に規定する 確認済証その他の耐震性の確保が判断できるものの写し 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築された家屋 ・ 耐震基準適合証明書その他の耐震性の確保が判断できるもの の写し	
4 登録物件の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し	
5 改修工事の施工前の写真	
6 誓約書（改修工事用）（様式第 3 号）	
7 その他（ ）	

空家建替促進補助金	担当課 記載欄
1 除却工事に要する費用が分かるものの写し	
2 登録物件の建築年月日が昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前と判断できるものの写し	
3 登録物件の売買契約書の写し	
4 除却工事の施工前の写真	
5 誓約書（除却工事用）（様式第 4 号）	
6 その他（ ）	

様式第3号（第8条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印省略可）

誓約書（改修工事用）

住所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1

氏名 龍ヶ崎 一郎

私は、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付を受けたときは、速やかに当該物件に住民票を異動し、10年以上居住する予定です。なお、当該物件から転居等をする場合は、空家バンク制度に登録する等、空家とならないよう努めます。
- 2 私は、登録物件の登録者である 竜崎 次郎 と3親等以内の親族ではありません。
- 3 龍ヶ崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等ではありません。

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業実施計画書

補助事業の種類

☐ 家財処分費補助金

☒ 空家改修工事費補助金

補助事業を実施する箇所	内 容
龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地	建物の改修工事の内容が分かるように記載してください。 例) ・ 台所の改修工事 (ガスコンロ交換、シンク交換、 …) ・ 浴室改修工事 (ユニットバスへの交換) ・ 玄関ドア改修・交換 () ・ ベランダの防水工事 () ・ 屋根の葺き替え工事 () ・ 外壁の張り替え・塗装工事 () など
備 考	

3. 除却工事費の補助金の申請

《 申請者が作成する 》

様式第1号（第8条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印省略可）

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1
氏 名 龍ヶ崎 一郎
電話番号 64-XXXX

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付申請書

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、同要綱第4条の規定に関し、市が必要な調査をすることに同意します。

補助金の種類	☐ 家財処分費補助金 ☐ 空家改修工事費補助金 ☒ 空家建替促進補助金	
申請者区分	☐ 登録物件の所有者等 ☒ 空家の交渉申込者	
登録物件の所在地	龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地	
補助対象額	2,500,000 円	
補助金交付申請額	500,000 円	
内 容	空家の除却工事	
補助事業の実施期間	令和〇〇年〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
事業の請負業者	住所又は所在地	龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地 電話 60-XXXX
	氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇支店

添付書類等

家財処分費補助金	担当課 記載欄
1 空家バンク活用促進事業実施計画書（様式第 5 号）	
2 家財の処分に要する費用が分かる見積書及び内訳書の写し	
3 登録物件の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し	
4 家財の処分前の状況が分かる写真	
5 誓約書（家財処分用）（様式第 2 号）	
6 その他（ ）	

空家改修工事費補助金	担当課 記載欄
1 空家バンク活用促進事業実施計画書（様式第 5 号）	
2 改修工事に要する費用が分かる見積書及び内訳書の写し	
3 昭和 5 6 年 6 月 1 日以後に建築された家屋 ・ 建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項に規定する 確認済証その他の耐震性の確保が判断できるものの写し 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築された家屋 ・ 耐震基準適合証明書その他の耐震性の確保が判断できるもの の写し	
4 登録物件の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し	
5 改修工事の施工前の写真	
6 誓約書（改修工事用）（様式第 3 号）	
7 その他（ ）	

空家建替促進補助金	担当課 記載欄
1 除却工事に要する費用が分かるものの写し	
2 登録物件の建築年月日が昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前と判断できるものの写し	
3 登録物件の売買契約書の写し	
4 除却工事の施工前の写真	
5 誓約書（除却工事用）（様式第 4 号）	
6 その他（ ）	

様式第4号（第8条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印省略可）

誓約書（除却工事用）

住所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1

氏名 龍ヶ崎 一郎

私は、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付を受けたときは、登録物件を除却した跡地に自ら居住の用に供する戸建住宅を新築します。
- 2 新築した当該物件に住民票を異動し、10年以上居住する予定です。なお、当該物件から転居等をする場合は、空家バンク制度に登録する等、空家とならないよう努めます。

- 1 私は、登録物件の登録者である 竜崎 次郎 と3親等以内の親族ではありません。
- 2 龍ヶ崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等ではありません。

4. 各補助金共通

《 市が作成する 》

様式第6号（第9条関係）

龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇号

（申請者）住所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1
氏名 龍ヶ崎 一郎

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長



記

1 補助金の種類

- ☒ 家財処分費補助金
☐ 空家改修工事費補助金
☐ 空家建替促進補助金

申請があった補助金
が選択されます

2 補助金の交付・不交付の別

- ☒ 交 付
☐ 不交付（理由： ）

3 交付決定額

金 90,000 円

交付決定後に、変更が生じた場合に使用します

《 申請者が作成する 》

様式第7号（第10条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印省略可）

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1
氏 名 龍ヶ崎 一郎
電話番号 64-XXXX

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付変更申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇号で補助金の交付決定があった龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業について、事業内容を次のとおり変更したいので、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

補助金の種類	☒ 家財処分費補助金 ☐ 空家改修工事費補助金 ☐ 空家建替促進補助金
申請者区分	☒ 登録物件の所有者等 ☐ 空家の交渉申込者
変更内容	家財処分の経費の変更
変更理由	処分する家財の量が当初より増えてしまい、処分の経費が変更（増額）となったため。 ・ 変更後の補助対象額 200,000円 ・ 変更後の交付申請額 100,000円
備 考	変更前の補助対象額：180,000円、変更前の交付申請額：90,000円

（添付書類）

変更内容に係る資料（見積書、内訳書等）

変更内容が分かるように添付を忘れずに

様式第 8 号（第10条関係）

龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇号

（申請者）住 所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1－1
氏 名 龍ヶ崎 一郎

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付変更決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付変更申請について、次のとおり決定したので、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長



記

1 補助金の種類

- ☒ 家財処分費補助金
- ☐ 空家改修工事費補助金
- ☐ 空家建替促進補助金

変更申請があった補助金
が選択されます

2 変更承認内容

家財処分の経費の変更に伴い交付決定額を変更

交付決定額	変更前	90,000円
	変更後	100,000円

様式第9号（第11条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印省略可）

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1
氏 名 龍ヶ崎 一郎
電話番号 64-XXXX

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業完了実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇号で補助金の交付決定があった龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業について、完了したので、次のとおり報告します。

補助金の種類	☒ 家財処分費補助金 ☐ 空家改修工事費補助金 ☐ 空家建替促進補助金
補助金交付決定額	金 100,000 円
登録物件の所在地	龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地
着手年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
完了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

対象事業を選択

添付書類

- 1 補助対象事業の実施後の写真
- 2 補助対象事業に係る費用の領収書の写し又は支払い金額が分かる書類の写し
- 3 登録物件の住所地に移した住民票の写し（改修工事のみ）
- 4 新築する物件に係る確認済証その他の建築確認がされていると判断できる書類の写し（除却工事のみ）
- 5 新築する物件に係る請負契約書の写し（除却工事のみ）
- 6 その他（ ）

添付を忘れずに

事業によって必要書類が変わるため注意！

様式第10号（第12条関係）

龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（申請者） 住 所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1-1
氏 名 龍ヶ崎 一郎

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付額確定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で提出された龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業完了実績報告書を審査した結果、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金の額を確定したので、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長



記

補助金の種類	☒ 家財処分費補助金 ☐ 空家改修工事費補助金 ☐ 空家建替促進補助金
交付確定額	金 100,000円（ア）
交付決定額	金 100,000円（イ）
変更増減額	金 0円（ア）－（イ）
備 考	

実績報告があった補助金
が選択されます

様式第11号（第13条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇2丁目1番1号
氏 名 龍ヶ崎 一郎
電話番号 64-XXXXXX

署名又は記名

要押印

印 龍ヶ崎

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇号で額の決定を受けた補助金について、龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の種類	☒ 家財処分費補助金 ☐ 空家改修工事費補助金 ☐ 空家建替促進補助金			
交付確定額	100,000円			
交付請求額	100,000円			
振込先	金融機関名	〇 〇 銀 行	支店名	△△支店
	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	区 分	普 通
	フリガナ	リュウガサキ イチロウ		
	口座名義人	龍ヶ崎 一郎		

請求時に、口座番号が分かるものをご持参ください。(写真でも可)

第4章

よくある質問・Q & A

Q1	空家バンク制度とはどのような制度ですか？
A1	市内の空家・空地を所有する方の「売りたい」「貸したい」といった意向と、中古物件等を探している方の「買いたい」「借りたい」といった意向を組み合わせる制度です。 登録方法や詳細は市公式ホームページや空家バンク制度の手引きなどをご覧ください。
Q2	市内の空家であれば補助金の対象になりますか？
A2	当市の空家バンク制度に登録されている空家（登録物件）が対象となります。 登録物件の所有者等（登録者）と空家バンクへの交渉申込者との間で売買（又は賃貸借）契約が成立していることなど、要件がございますので必ず事前にご確認ください。
Q3	法人は補助金の交付の対象になりますか？
A3	補助金の対象となるのは、いずれも個人の登録者と交渉申込者との間で売買（又は賃貸借）契約が成立した登録物件となります。 登録者と交渉申込者のどちらか一方又は両者が法人の場合は、本制度の対象外となります。
Q4	補助金は何回も申請できますか？
A4	過去に本制度の家財処分、改修工事又は除却工事いずれかの補助金の交付を受けたことのある方は、申請できません。 過去に交付を受けた補助金の種類や登録物件が異なる場合であっても、対象外となります。

Q5	申請の期限はありますか？
A5	申請の期限は、売買(又は賃貸借)契約日から 1 年未満となります。 ただし、申請と同一年度内に補助対象事業に着手し、完了する必要があるため、申請から実績報告までの期間を十分に考慮し、申請してください。 また、補助金の申請期間内であっても、年度内の申請額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了する場合があります。必ず事前にまちの魅力創造課空家対策室にご相談ください。
Q6	過去に実施済又は実施中の工事等は補助金の対象になりますか？
A6	いずれも補助対象とはなりません。 補助対象となるのは、申請後に市から交付決定を受けてから契約し、支払い、着手した事業です。
Q7	対象事業を行う業者は市から指定されるのですか？
A7	市からの指定はありません。補助対象者が発注した業者が請け負うものが対象となります。 なお、家財処分及び改修工事にあつては、市内に本店、支店又は営業所がある事業者が対象となります。 また、自ら行った工事等は対象外となります。
Q8	店舗兼住宅は補助金の対象になりますか？
A8	店舗兼住宅は空家バンク制度に登録が可能であるため、要件を満たしていれば補助金の対象となります。 なお、建替促進補助金を活用し、店舗兼住宅を新築する場合は、居住の用に供する部分の延べ床面積が60平方メートル以上の住宅が対象となります。
Q9	建替促進補助金について、除却工事と新築工事をそれぞれ別の業者に依頼してもいいですか？
A9	同一業者でなくても問題ありません。 ただし、実績報告時に、新築する物件の確認済証(又は建築確認がされていることが分かる書類の写し)及び新築する物件に係る請負契約書の写しが必要となりますので、除却と新築を計画的に行えるように事前に準備してください。新築に係る確認が取れない場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q10	家財処分はどの業者に依頼してもいいですか？
A10	一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。当市ホームページに業者リストを掲載していますので参考にしてください。 なお、産業廃棄物に該当するものの処分や市外の業者へ依頼する場合は、補助金の対象外となります。
Q11	家電リサイクル法のリサイクル対象となる廃家電の「リサイクル料金」はいくらですか？
A11	「リサイクル料金」の目安(税込)は次のとおりです。 ・テレビ 1,320 円～3,700 円、 ・エアコン 990 円～2,000 円 ・冷蔵庫・冷凍庫 3,740 円～6,149 円、 ・洗濯機・衣類乾燥機 2,530 円～3,300 円 ※令和 3 年 4/1現在の料金。メーカーや大きさにより上記料金と異なる場合があります。 また、このほか「収集運搬料金」(販売店で異なる)が必要です。
Q12	改修工事費補助金の対象となる改修工事の内容はどのようなものですか？
A12	対象物件の耐久性、機能の維持又は向上させるために行う構造部分及び付帯設備の修繕・補強等の工事となります。 補助対象となる改修工事の例 ※必ず補助対象となる改修工事に該当するか事前に確認してください。 1. 基礎、土台、柱の修繕・補強工事 例) 基礎、土台ひび割れ、腐食した柱の補修 など 2. 外装工事(屋根、庇、外壁、樋等の修繕工事) 例) 屋根の葺き替え、塗装、防水、部分修理・交換工事 外壁の塗装、重ね張り、張り替え、補修、防水工事 など 3. 内装工事(天井、内壁、床、収納等) 例) 壁紙・天井のクロス張替え、内装塗装、フローリングの張替え、畳の取り換え など 4. 間取りの変更等の模様替え工事 例) 部屋の間仕切りの変更、間仕切りの設置工事

	5. 水まわり設備工事(台所、浴室、洗面所、トイレ等) 例) キッチン、浴室、洗面所、トイレのリフォーム工事 6. 電気、ガス等の設備工事 例) コンセント、ガス管の交換工事 など 7. バリアフリーのための改修工事(段差解消、手すり設置等) 例) 手すりの取付、スロープの設置工事 など ※介護保険等による補助金を受給している場合は対象外。 8. 居住及び周辺へ越境した立木の最小限度の剪定・伐採工事 例) 居住のために必要となる敷地内に繁茂している立木の最小限度の剪定・伐採 (注1) (注1)剪定・伐採のみの申請は補助の対象外です。 建物の改修工事と同時に実施する場合であり、剪定・伐採に要する費用の額が建物の改修工事費の補助対象額未満の場合は補助対象となります。 「改修工事の費用＞剪定・伐採の費用」
Q13	補助金の算出方法を教えてください。
A13	補助金の額は補助対象経費の2分の1です。上限は家財処分費補助金が10万円。空家改修工事費補助金及び空家建替促進補助金は50万円です。 (※ ただし、補助対象額を計算し、千円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。) 【例1】家財処分費補助金の場合 補助対象費用が16万円の場合、2分の1は8万円となるので、補助額は8万円です。 【例2】空家改修工事費補助金(又は空家建替促進補助金)の場合 補助対象費用が150万円の場合、2分の1は75万円ですが、補助金の上限が50万円ですので、補助額は50万円です。
Q14	補助申請を行ってから交付決定(又は不交付)までに要する期間は？
A14	およそ2週間程度となります。申請内容の調査・確認に時間を要する場合もあるため、余裕をもって申請してください。

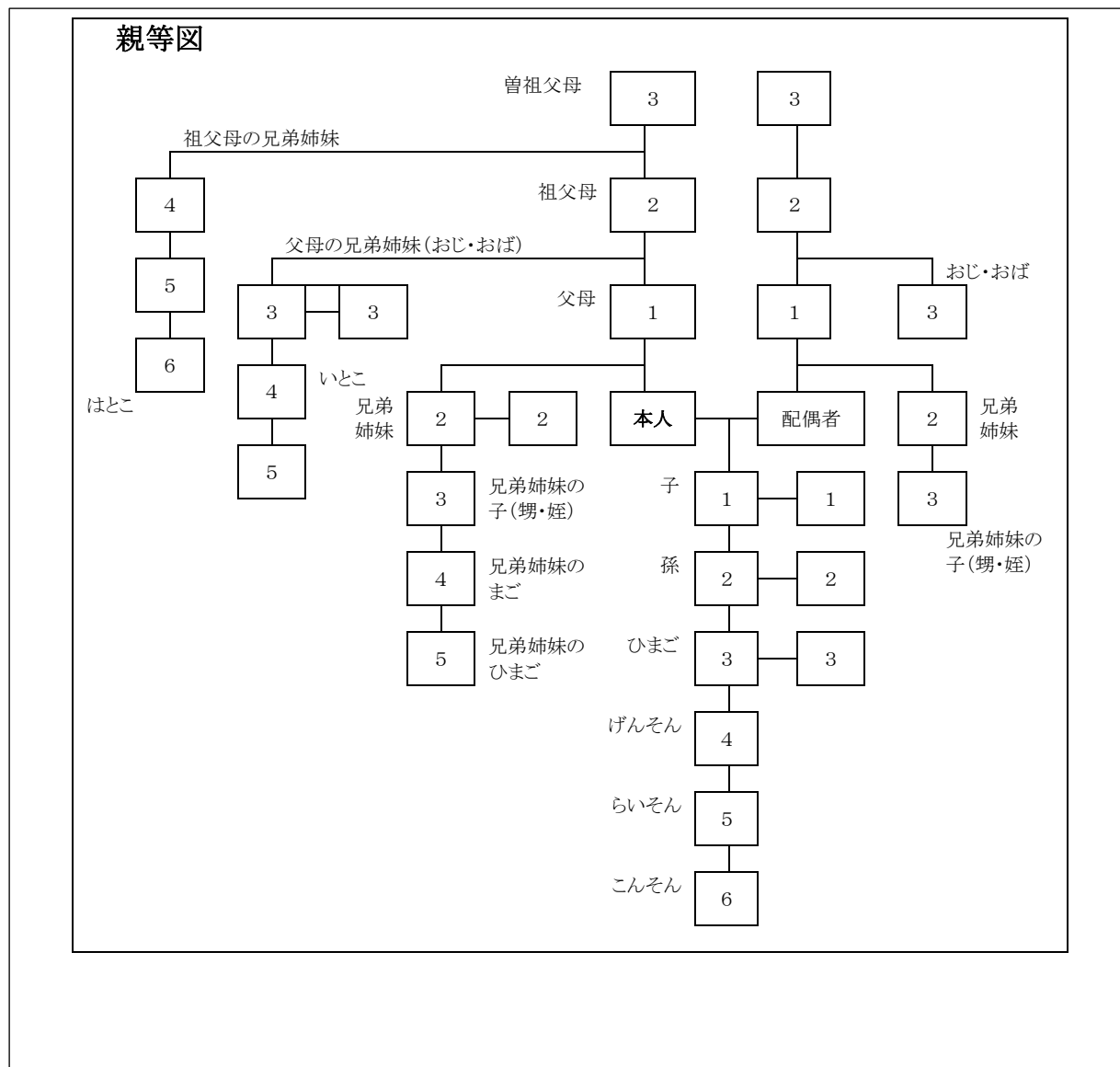
Q15	補助対象経費は消費税を含んだ金額となりますか？
A15	消費税を含んだ金額となります。
Q16	補助金の交付決定通知書を受けたあとに、内容の変更となる場合はどのようにすればよいですか？また、変更はできますか？
A16	速やかに市の担当者へ連絡・相談をしてください。その後の手続きとしましては、事業内容の変更に伴う、補助金交付変更申請書(様式第7号)を必要な添付書類とともに提出して下さい。 市が提出された内容を審査し、変更を承認することが適当と認めた場合は、その旨を変更決定通知書により申請者へ通知します。
Q17	補助金の申請書類はどこで入手することができますか？
A17	申請関係書類については、市役所3階まちの魅力創造課の窓口のほか、当市のホームページからダウンロードできます。
Q18	補助金の申請窓口はどこですか？
A18	龍ヶ崎市役所3階のまちの魅力創造課となります。 電話番号 0297-64-1111(内線492)
Q19	郵送での申請はできますか？
A19	原則として、窓口 to 各書類を持参してください。なお、申請等の手続きについて代行者をたてることができます。その場合、申請者が作成した「委任状」を提出してください(任意様式)。

Q20	複数の共有名義で所有している場合は、申請書は連名であればよいですか。
A20	代表者を決めて、その方が申請をして下さい。なお、申請する際に共有者全員の誓約書が必要となります。 また、補助金の振込については、申請書に記載された代表者名の口座への振込となります。
Q21	補助金の請求書を提出してから入金まではどの程度かかりますか？
A21	適正な請求書を受理してから 2 週間程度が目安となります。

第5章

その他

◎ 参考資料



◎ 問合せ先

〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地
 龍ケ崎市役所 まちの魅力創造課 空家対策室
 電話 0297-64-1111 (内線492・496)

R8.8